

第 3 号議案

関西広域連合手数料条例制定の件

関西広域連合手数料条例を次のように定める。

平成24年3月3日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合条例第 一 号

関西広域連合手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第228条第1項の規定に基づき、関西広域連合の事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第2条 関西広域連合は、地方自治法第227条の規定により、特定の者のためにする事務につき、次の表に定める手数料を徴収する。

名称	事務の区分	金額
(1) 通訳案内士登録申請手数料	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第20条第1項の規定に基づく通訳案内士登録の申請に対する審査	5,000円
(2) 通訳案内士登録証訂正申請手数料	通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正の申請に対する審査	4,000円
(3) 通訳案内士登録証再交付申請手数料	通訳案内士法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付の申請に対する審査	4,000円

(納付の方法)

第3条 手数料は、前納しなければならない。

(還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行し、この条例の施行の日以後受理する申請から適用する。